

議案第175号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）</u> <u>第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。</u> <u>純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、幹熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</u> <u>2 令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</u></p>	
<p>（公衆衛生上講じるべき措置の基準） 第3条 法第50条第2項の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上講じるべき措置の基準については、次条から第10条までに定めるとおりとする。</p>	<p>（公衆衛生上講ずべき措置の基準） 第2条 法第50条第2項の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上講ずべき措置の基準については、次条から第9条までに定めるとおりとする。</p>
<p>（自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛</p>	<p>（自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛</p>

生管理の基準)

第4条 自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の共通基準は、次に定める基準によるものとする。

施設等における衛生管理

ア～カ [略]

キ 食品等の取扱い

(7)～(7) [略]

(7) 食品及び添加物の製造、加工、調理処理等に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。

a～d [略]

e 原材料として使用していない特定原材料(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)別表第4に掲げる食品をいう。)が製造工程において混入しないように措置を講じること。

(7) [略]

ク・ケ [略]

コ 従事者等の衛生管理

(7)～(7) [略]

(1) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(7)～(7) [略]

・ [略]

2・3 [略]

(自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準)

第5条 自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準は、次に定める基準によるものとする。

[略]

自動販売機の管理の基準

ア～カ [略]

キ ストロー、紙コップ、箸等飲食の用に供される器具を、常に清潔で衛生的に保つこと。

ク [略]

～ [略]

第6条 [略]

生管理の基準)

第3条 自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の共通基準は、次に定める基準によるものとする。

施設等における衛生管理

ア～カ [略]

キ 食品等の取扱い

(7)～(7) [略]

(7) 食品及び添加物の製造、加工、調理処理等に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。

a～d [略]

e 原材料として使用していない食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第6に掲げる食品又はその食品に由来する添加物等が製造工程において混入しないように措置を講じること。

(7) [略]

ク・ケ [略]

コ 従事者等の衛生管理

(7)～(7) [略]

(1) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する1類、2類若しくは3類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、病原体を保有していないことが確認されるまで食品等に直接接触する作業に当該従事者を従事させないこと。

(7)～(7) [略]

・ [略]

2・3 [略]

(自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準)

第4条 自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準は、次に定める基準によるものとする。

[略]

自動販売機の管理の基準

ア～カ [略]

キ ストロー、紙コップ、はし等飲食の用に供される器具を、常に清潔で衛生的に保つこと。

ク [略]

～ [略]

第5条 [略]

(管理運営要領の作成)

第7条 [略]

2 前項の要領は、定期的な拭きとり検査等により施設の衛生状態を確認するとともにその効果を検証し、必要に応じ、見直さなければならない。

第8条 [略]

(食品衛生責任者)

第9条 [略]

2～5 [略]

6 令第35条に規定する営業の施設(集乳業、乳類販売業及び氷雪販売業を除く。)及び食品衛生に関する条例(昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。)第2条第1項に規定する営業の施設(食料品の販売業を除く。)に係る食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

～ [略]

7・8 [略]

(教育訓練)

第10条 [略]

2 前項の衛生教育には、第4条第1項第1号ア(イ)、カ(ア)、キ(イ)及びケ(ア)並びに第7条に関する事項を含むものとする。

3・4 [略]

(食品等の製造又は加工の営業等の届出)

第11条 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業(令第35条に規定する営業及び県条例第2条第1項に規定する営業(第14条において「許可営業」という。)を除く。)を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2・3 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

(食品衛生責任者の届出)

第14条 許可営業を営む者は、第9条の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 [略]

(管理運営要領の作成)

第6条 [略]

2 前項の要領は、定期的なふきとり検査等により施設の衛生状態を確認するとともにその効果を検証し、必要に応じ、見直さなければならない。

第7条 [略]

(食品衛生責任者)

第8条 [略]

2～5 [略]

6 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「令」という。)第35条に規定する営業の施設(集乳業、乳類販売業及び氷雪販売業を除く。)及び食品衛生に関する条例(昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。)第2条第1項に規定する営業の施設(食料品の販売業を除く。)に係る食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

～ [略]

7・8 [略]

(教育訓練)

第9条 [略]

2 前項の衛生教育には、第3条第1項第1号ア(イ)、カ(ア)、キ(イ)及びケ(ア)並びに第6条に関する事項を含むものとする。

3・4 [略]

(食品等の製造又は加工の営業等の届出)

第10条 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業(令第35条に規定する営業及び県条例第2条第1項に規定する営業(第13条において「許可営業」という。)を除く。)を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2・3 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

(食品衛生責任者の届出)

第13条 許可営業を営む者は、第8条の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正（同条を第4条とする部分を除く。）は公布の日から施行する。